

令和7年分 所得税確定申告 巡回日程表

回覧

受付時間 午前の部 午前9時から午前11時30分まで
午後の部 午後1時から午後3時まで

当日整理券の配布は、
午前の部・午後の部ともに
当日午前8時から行います

※配布場所は、各会場の入口付近です。

会場	月 日	午前 午後	受付自治会名
中洲会館	2月16日(月)	午前	幸津川・新庄
		午後	幸津川・服部
	2月17日(火)	午前	立田・小浜
		午後	立田
河西会館	2月18日(水)	午前	小島・今市・川中
		午後	阿比留・布施野・笠原・川辺・ラフィーネ守山
	2月19日(木)	午前	中・川田・喜多・田中・河西ハイム
		午後	河西ニュータウン
	2月20日(金)	午前	播磨田
		午後	播磨田・荒見
小津会館	2月24日(火)	午前	金森
		午後	大門・サムズ守山・三宅稻葉
	2月25日(水)	午前	弥生の里・三宅
		午後	欲賀・森川原
セ地 ン域 タ 総 一 合	2月26日(木)	午前	横江・杉江・金森山柿
		午後	大林・山賀
	2月27日(金)	午前	矢島
		午後	矢島・十二里
	3月2日(月)	午前	赤野井
		午後	赤野井・石田
速野会館	3月3日(火)	午前	大曲・美崎・ペルヴィタウン木浜
		午後	中野小林
	3月4日(水)	午前	木浜・水保
		午後	中野
	3月5日(木)	午前	開発・神代・ラヴィータ守山
		午後	今浜・北川ニュータウン
セエル ンタ ー	3月6日(金)	午前	今宿・焰魔堂・阿村
		午後	勝部・大鳥
	3月9日(月)	午前	二町・古高
		午後	千代・伊勢
多市 目的 的 ホ ール	3月10日(火)	午前	泉町・浮気
		午後	元町・レックス式番館
	3月11日(水)	午前	吉身西町・吉身東町
		午後	梅田町・吉身中町
	3月12日(木)	午前	下之郷・グランドメゾン守山
		午後	本町・岡・立入
	3月13日(金)	午前	市内全域
		午後	
	3月16日(月)	午前	
		午後	

※12月15日号の広報でお知らせしたとおり、今回から「市民ホール」は「小津会館」に、「北公民館」は「速野会館」に会場を変更しています

守山市 税務課 TEL 077-582-1115

裏面もご覧ください

市では左記の日程で会館等を巡回して確定申告および市・県民税申告を受け付けます。

会場の混雑緩和のため、受付自治会を割り振っていますが、都合のつかない場合は、どの会場にお越しいただいても結構です。

また例年、午前・午後の開始時間直後は混み合いますので、混み合う時間帯を避けてご来場ください。

■ オンライン来場予約について

昨年から、オンラインによる時間帯指定の来場予約を行っています。下のQRコードを読み取って予約してください。

予約枠には上限があります。予約できなかった場合は、当日整理券での受付となります。



※予約受付期間

2月2日(月)午前9時～
来場日の2営業日前まで

■ 市・県民税の電子申告について

今年から、市・県民税の電子申告が始まりました。自宅からマイナンバーカードとスマート・PCなどを使用して申告書の作成・送信ができます。

自宅からいつでも申告が可能ですので、是非チャレンジしてみてください。



←市・県民税電子申告は
こちらから

※所得税の電子申告(e-TAX)は国税庁HPから

■ 期間中の申告相談・受付は左記会場へ

左の期間中は職員が各申告会場へ出払うため、市役所の税務課窓口では申告の相談・受付はできません。

作成済みの申告書の提出のみ、税務課窓口で受け付けることができます。

■ 申告関係様式はHPに掲載しています

申告関係の様式は国税庁や市のホームページからダウンロードできます。

紙の様式は、1月20日頃から市税務課および各地区会館に備え付けます。

※広報もりやま（2月1日号）にも詳細を掲載しますので、あわせてご覧ください。

☆申告に必要なもの

- 源泉徴収票（給与所得、公的年金等所得がある人）
- 収支内訳書（営業所得、農業所得、不動産所得がある人）
※申告時には、必ず「収支内訳書」を作成のうえ持参してください。
「収支内訳書」が無い場合、申告の受け付けはできません。
- 生命保険料や地震保険料などの各種控除証明書
- 身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳など（障害者控除を受ける人）
- 配偶者の源泉徴収票など所得の分かる書類（配偶者（特別）控除を受ける人）
- 国民年金保険料支払証明書または領収証書
- 医療費控除の明細書（医療費控除を受ける人）
※令和7年中に支払った医療費の領収書などをもとに、「医療費控除の明細書」を作成のうえ持参してください。
- 寄附金受領証明書（ふるさと納税など寄附金控除を受ける人）
- 株式配当の配当金支払通知書
- 振込口座の分かるもの（所得税の確定申告で還付を受ける人）

☆市会場で受付できない申告

下記に該当する申告および相談は、草津税務署へお願いします。

- 初年度の住宅ローン控除（住宅借入金等特別控除）の申告
- 令和6年分以前の申告
- 令和8年1月2日以降に守山市に転入した人の申告
- 青色申告 雜損控除を受ける方
- 初めて事業所得を申告する方
- 収支内訳書の書き方の指導を受けようとする人の申告（農業所得含む）
- 株式や土地建物などの分離譲渡所得の申告
【ただし、市の収用事業に関するものは受付します】
- 総合譲渡（ゴルフ会員権や金地金の譲渡など）の申告
- 亡くなられた方の申告（準確定申告）
- 事業等の収入金額が1千万円を超える人の申告
- 相続等に係る生命保険契約等に基づく年金に関する申告
- 繰越損失がある場合の申告

草津税務署の申告書作成会場

場所：キラリ工草津1階（草津市大路2丁目1-35）

期間：2月16日（月）から3月16日（月）まで ※土・日・祝日除く

時間：午前9時から午後4時まで ※混雑状況により早めに終了する場合があります。

※詳細は、草津税務署のHPをご確認ください。



草津税務署（草津市大路二丁目3-45） TEL 077-562-1315
国税相談専用ダイヤル（ナビダイヤル） TEL 0570-00-5901

国税庁 草津税務署